

申請の要件	2 保安機関の認定又はその更新
申請に関する説明	保安業務を行おうとする者は、保安業務の区分に従い、市長の認定を受けることができます。なお、認定は5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。
根拠法令及び条項	法第29条第1項及び第32条第1項
関係条項	法第29条第2項及び第3項、第30条、第31条並びに第32条第2項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・政令第6条 ・規則第29条から第33条まで ・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第122号）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成31年3月15日20190308保局第5号） ・保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（令和3年2月25日20210204保局第1号）
標準処理期間	13日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)に定める金額